

D P C対象病院の退出に係る報告について

- D P C制度において、診療報酬改定以外の時期に特別の理由により緊急に D P C制度から退出する場合は、中医協総会の委任を受けた「D P C合併・退出等審査会」で退出の可否を審査・決定することとしている。
- 今般、岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター西美濃厚生病院から、以下の理由により制度からの退出に係る申請書が提出されたことから、令和5年8月23日に「D P C合併・退出等審査会」を開催し、退出の可否について審査を行い、D P C制度からの同病院の退出について可とする旨を決定したため、同病院は、令和5年12月1日付でD P C制度から退出することとなった。

| 医療機関名 | 退出理由 |
|--|---|
| 岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター 西美濃厚生病院 | 少子高齢化・人口減少による患者数の減少や医師確保の困難等の理由から、地域医療構想の趣旨に沿った病床再編を行い回復期・慢性期医療を担うため。 |

- このほか、今後のD P C制度からの退出に係る取扱いについて、「特別の理由により緊急に退出する必要がある場合」のうち、病床機能の転換を理由に退出する事例については、これまでの審査内容・結果を踏まえ、効率的な審査を行う観点から、厚生労働省保険局医療課（事務局）において審査及び決定することと整理された。
- なお、以下のような退出事例については、D P C 合併・退出等審査会において引き続き、審査・決定を行うこととするとされた。
 - ・ 予期せぬ事由により、D P C 制度への継続参加が困難となった場合
 - ・ その他、事務局において審査及び決定することが困難と考えられる場合

令和4年3月25日保医発第0325第4号
「DPC制度への参加等の手続きについて」(抜粋)

第1 4 DPC制度からの退出について

(略)

(2) 退出の手続き

①、② (略)

③ 特別な理由により緊急に退出する必要がある場合

特別な理由により、①及び②の手続によらず緊急にDPC制度から退出する必要がある病院(特定機能病院を除く。)は、別紙10「DPC制度からの退出に係る申請書(特別な理由がある場合)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該申請書が提出された場合は、退出の可否について厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定することとする。退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にDPC制度から退出するものとする(退出が認められた月の翌々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行うものとする。)

なお、審査後の決定内容は当該病院に通知するものとし、通知した決定に不服がある病院は、1回に限り別紙11に定める「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長に提出することができるものとする。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、退出の可否を決定するものとする。

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(特別な理由の例)

○ DPC調査に適切に参加できなくなった場合

④ (略)

(3) (略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加について

①～③ (略)

④ 特別な理由により緊急に退出する必要がある場合

特別な理由により緊急に退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならないものとする。

D P C 合併・退出等審査会運営要綱

(所掌事務)

第1条 D P C 合併・退出等審査会（以下「審査会」という。）は、D P C 制度に参加する医療機関の、合併、分割以降のD P C 制度への継続参加の申請及び特別の理由により緊急に退出する必要がある場合に、中央社会保険医療協議会総会の委任を受け、D P C 制度への継続参加の申請及び退出の可否について、審査・決定を行う。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる委員7名をもって組織する。

- 一 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第一号に掲げる委員のうち2名
 - 二 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第二号に掲げる委員のうち2名
 - 三 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第三号に掲げる委員のうち3名
- 2 委員長は前項第三号に掲げる委員の中から互選により選出する。
 - 3 委員長は審査会を総理し、審査会を代表する。
 - 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第3条 審査会は、第2条第一項各号に掲げる委員各1名以上を含む委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

(審査の議決)

第4条 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(欠席委員の意見提出)

第5条 委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について、予め意見書を提出することができる。

(開催)

第6条 審査会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第7条 審査会は非公開とする。

(審査結果の通知、不服意見書)

第8条 審査結果は、申請のあった医療機関に通知するものとする。

2 当該医療機関は、審査会の審査結果に不服がある場合は、1回に限り不服意見書を提出することができる。

(再審査)

第9条 不服意見書が提出された場合は、再審査を行うこととし、審査結果を当該医療機関に通知するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、審査結果を中央社会保険医療協議会総会に報告することとする。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の議事運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は平成23年12月16日から施行する。

附 則 (所掌事務、定足数の変更)

この要綱は平成26年1月1日から施行する。

附 則 (名称の変更)

この要綱は平成28年7月27日から施行する。